

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年6月21日(2007.6.21)

【公開番号】特開2002-29988(P2002-29988A)

【公開日】平成14年1月29日(2002.1.29)

【出願番号】特願2000-218808(P2000-218808)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	8/96	(2006.01)
A 6 1 K	8/02	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/16	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	7/00	K
A 6 1 K	7/00	M
A 6 1 K	7/00	U
A 6 1 K	7/48	
A 6 1 P	17/16	

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月7日(2007.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物のエッセンスからなる真皮コラーゲン線維束再構築剤

。

【請求項2】

フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物が、フトモモ科チョウジノキ(*Syzygium aromaticum* L. MERR. Et PERRY)であることを特徴とする、請求項1に記載の真皮コラーゲン線維束再構築剤。

【請求項3】

前記フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物のエッセンスが、全草或いは、葉部、茎部、根部、果実、種子、花蕾から選ばれる1種乃至は2種以上の極性溶媒抽出物乃至はその溶媒除去物であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の真皮コラーゲン線維束再構築剤。

【請求項4】

請求項1～3何れか一項に記載の真皮コラーゲン線維束再構築剤を含有する、しわの改善或いは予防用の皮膚外用剤。

【請求項5】

フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物のエッセンスを含有することを特徴とする、しわの改善或いは予防用の皮膚外用剤。

【請求項6】

フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物が、フトモモ科チョウジノキ(*Syzygium aromaticum* L. MERR. Et PERRY)であることを特徴とする、請求項5に記載の皮膚外用剤。

【請求項 7】

前記フトモモ科の植物のエッセンスが、全草或いは、葉部、茎部、根部、果実、種子、花蕾から選ばれる1種乃至は2種以上の極性溶媒抽出物乃至はその溶媒除去物であることを特徴とする、請求項5又は6に記載の皮膚外用剤。

【請求項 8】

前記しわが真皮コラーゲン線維束の崩壊或いは構造の乱れに起因するものであることを特徴とする、請求項4～7の何れか一項に記載の皮膚外用剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

【従来の技術】

人間は年齢とともにその形態が変化し、老化の兆候を見せる。皮膚に於けるこの様な兆候の一つにしわの形成が挙げられ、この様な兆候の形成の抑制が化粧料の大きなテーマとなっている。この様なしわの形成について、その発生メカニズムとしては1)エラスチンなどの皮膚弾力線維の断裂、断片化などに伴う弾力損失や2)真皮コラーゲン線維束構造の崩壊乃至はその構造の乱れ等があるといわれている。このうち、1)エラスチンなどの皮膚弾力線維の断裂、断片化などに伴う弾力損失については、エラスチンの補給や大豆蛋白などによるエラスチンの断裂の抑制等の対応策が挙げられているが、2)真皮コラーゲン線維束構造の崩壊乃至はその構造の乱れに対しては、僅かにウルソール酸及びその誘導体に真皮コラーゲン線維束の再構築作用が知られているにすぎず、真皮コラーゲン線維束構造を再構築する、新たな真皮コラーゲン線維束再構築剤の開発が望まれていた。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題の解決手段】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは、真皮コラーゲン線維束構造を再構築する、新たな真皮コラーゲン線維束再構築剤を求めて鋭意研究努力を重ねた結果、フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物のエッセンスにこのような作用を見いだし発明を完成させた。即ち、本発明は次に示す技術に関するものである。

(1) フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物のエッセンスからなる真皮コラーゲン線維束再構築剤。

(2) フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物が、フトモモ科チョウジノキ(*Syzygium aromaticum* L. MERR. Et PERRY)であることを特徴とする、(1)に記載の真皮コラーゲン線維束再構築剤。

(3) 前記フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物のエッセンスが、全草或いは、葉部、茎部、根部、果実、種子、花蕾から選ばれる1種乃至は2種以上の極性溶媒抽出物乃至はその溶媒除去物であることを特徴とする、(1)又は(2)に記載の真皮コラーゲン線維束再構築剤。

(4) (1)～(3)何れか一つに記載の真皮コラーゲン線維束再構築剤を含有する、しわの改善或いは予防用の皮膚外用剤。

(5) フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物のエッセンスを含有することを特徴とする、しわの改善或いは予防用の皮膚外用剤。

(6) フトモモ科(*Myrtaceae*)の植物が、フトモモ科チョウジノキ(*Syzygium aromaticum* L. MERR. Et PERRY)であることを特徴とする、(5)に記載の皮膚外用剤。

(7) 前記フトモモ科の植物のエッセンスが、全草或いは、葉部、茎部、根部、果実、種子、花薺から選ばれる1種乃至は2種以上の極性溶媒抽出物乃至はその溶媒除去物であることを特徴とする、(5)又は(6)に記載の皮膚外用剤。

(8) 前記しわが真皮コラーゲン線維束の崩壊或いは構造の乱れに起因するものであることを特徴とする、(4)~(7)の何れか一つに記載の皮膚外用剤。